

【資料 3】

若者と地域をつなぐプロジェクト事業業務委託
企画提案競技 審査基準

1 審査方法

企画提案書の審査は、「若者と地域をつなぐプロジェクト事業業務委託審査委員会」において行う。

2 審査内容

(1) 評価方法

- ① 企画提案書の内容を基に評価する。
- ② 各審査項目及び配点は下表のとおりとする。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	審査の視点	配点
1 事業の実施体制	①業務を遂行する上で、十分な実施体制をとっているか。	10点
	②業務の実施スケジュールは妥当な内容か。	10点
2 事業の有効性	③事業の趣旨を十分理解しているか。	15点
	④企画提案内容は事業目的を達成する上で有効か。	15点
	⑤独自のノウハウや経験を生かした創意工夫がみられる効果的な内容となっているか。	15点
3 事業の実現性	⑥企画提案内容は、具体的で実現可能な内容となっているか。	15点
4 事業経費の妥当性	⑦経費の積算に当たり、全ての業務について、過不足なく項目出しや数量計上しているか。	5点
	⑧見積金額は、予算の範囲内であり、かつ、経済的で妥当な金額となっているか。	5点
5 賃金水準の向上	⑨別表により採点	5点
6 女性の活躍推進	⑩別表により採点	5点
合計		100点

(3) 評点基準

評価点	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2
15点	15	12	9	6	3

(4) 選考方法

- ① 審査委員ごとに、各審査項目について評価を行い、評価点を付す。
ただし、審査項目「5 賃金水準の向上」及び「6 女性の活躍推進」については、別表のとおり評価点を与えるものとする。
- ② 上記①の評価点を合計し、合計点数が高い順に順位を付ける。
- ③ 評価点の合計点数が最も高い企画提案を選定する。ただし、全審査委員による合計点数の平均点が5割に満たない場合は選定しない。
- ④ 評価点の合計点数が最も高い企画提案が複数ある場合は、審査委員間の協議により順位を決定するものとする。

●別表 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

審査項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3点	最大 5点
		2.00%以上		4点	
		3.00%以上		5点	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5点		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法（※2）	0.25点	
			次世代法（※2）	0.25点	
	えるぼしチャレンジ企業認定（※1）			1点	最大 3点
	法令に基づく認定	女活法（※2）	えるぼし	1.5点	
			プラチナえるぼし	2点	
		次世代法（※2）	くるみん	2点	
			プラチナくるみん	1.5点	
	若者雇用促進法（※2）	ユースエール	0.5点		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰（※3）		0.5点	最大 1点
		女性の活躍推進企業表彰（※3）		0.5点	
		子ども・子育て支援知事表彰（※3）		0.5点	
		男女共同参画社会づくり表彰		0.5点	

- 注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。
- 注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。
- 注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。
- 注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。
- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。